

記者提供資料
令和4年5月31日
危機管理課（担当：山下）
電話 559-5057（直通） 内線 2320

新型コロナウイルス感染症への対応について（第144報）

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 市長メッセージ **別紙1**のとおり
「新型コロナウイルス感染症対策を取り入れた日常生活
～熱中症予防を踏まえたマスクの着用～」
- (2) 市内公共施設の利用制限について **別紙2**のとおり
(地域共創部市民協働室協働推進課他)
- (3) 学校における対応について **別紙3**のとおり
(学校教育部学校教育課)
- (4) 働き方の新しいスタイルの推進と基本的な感染対策の継続について **別紙4**のとおり
(経営管理部行政管理室人事課)

別紙 1

市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症対策を取り入れた日常生活 ～熱中症予防を踏まえたマスクの着用～

本市の感染者数は、懸念されていた大型連休後の感染拡大には至らず、現在 1 週間の平均で1日あたり 15 人までに減少しています。

新型コロナウイルス感染症の感染経路として、日常の咳や会話時に排出される飛沫やエアロゾルによる感染、接触感染等が考えられることから、引き続き基本的な感染症対策が重要となります。

また、兵庫県が熱中症予防の観点を踏まえた屋内外の「マスク着用」の基準を示しました。気温が高くなるこれからの季節、熱中症のリスクを考慮しながら感染症対策も行うもので、適切なマスクの着用により、これからの暑さに備えてください。

ウイズコロナを意識しながら、感染症対策を怠ることなく、地域の賑わいを取り戻していくために、そして「自分を守り、人を守り、そして三田を守るため」今後もご理解とご協力をお願いします。

令和 4 年 5 月 31 日

三田市長 森 哲男

市内公共施設の利用制限について

兵庫県対処方針(令和4年5月30日付)に基づき、継続して感染症対策を行います。
 なお、市内においては、新規感染者数は減少傾向にあるものの依然感染は続いていることから、下記のとおり市内公共施設の利用制限を引き続き行います。

記

1 実施期間 令和4年6月1日(水) から

※ 今後の利用制限等の変更については、兵庫県対処方針の変更次第、あらためて市ホームページや施設窓口などでお知らせいたします。

2 対象施設

【共通の感染予防対策依頼事項】

- ① 発熱、咳などの症状のある人は利用を控える
- ② 手洗い、手指消毒、使用備品の消毒
- ③ 密閉・密集・密接状態の回避（換気、利用人数の制限、人と人との距離）
- ④ 利用者の氏名・連絡先等の把握（参加者名簿の作成、保管）
- ⑤ フリースペースでの飲食の禁止（水分補給は可）
- ⑥ マスクの着用については、屋内、屋外及び利用内容等も異なることから、施設の指示にご協力をお願いします。

【市民センター等】

施設名	現行 (県独自措置) (3/22~5/31)	変更 (県独自措置) (6/1~)
【体育施設以外】 さんだ・広野・藍・フラワータウン・ウッディタウンの各市民センター、有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、総合福祉保健センター、まちづくり協働センター	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 22 時とします（通常閉館） ・フリースペースの座席は、1/2 程度とし、間隔をあけて利用可とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左
【屋外体育施設】 高平ふるさと交流センターグラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 22 時とします（通常閉館） 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
ふれあいと創造の里グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 17 時とします（通常閉館） 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
【屋内体育施設】 高平ふるさと交流センター（多目的ホール）、ふれあいと創造の里（三田勤労者体育センター）	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 22 時とします（通常閉館） ・利用人数 50 人まで（1/2 面利用の場合は 25 人まで） ・更衣室は利用人数を制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・<u>利用人数の制限は解除します。</u> ・同左

【社会教育施設・総合文化センター】

施設名	現行 (県独自措置) (3/22~5/31)	変更 (県独自措置) (6/1~)
図書館 (本館、ウッディタウン分館、 藍分室)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常運営とします ・フリースペースの座席は、1/2 程度とし、間隔をあけて利用可とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左
心道会館	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 21 時とします (通常閉館) ・利用人数 30 人まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・<u>利用人数の制限は解除します</u>
ガラス工芸館 有馬富士自然学習センター	<ul style="list-style-type: none"> ・【共通の感染予防対策依頼事項】のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
野外活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ・平常通り、(バンガロー、テントサイトの利用は同居家族のみ、キャビン利用定員の 1/2) ・飲酒行為は不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>平常通り(キャビンは、利用定員の 1/2)</u> ・<u>座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用等の一定要件を満たす場合は、飲酒可とします</u>
総合文化センター (郷の音ホール)	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 22 時とします (通常閉館) ・大ホール、小ホール、リハーサル室での大声を発する利用については利用定員の 1/2 とします ・フリースペースの座席は、1/2 程度とし、間隔をあけて利用可とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左
三田ふるさと学習館 旧九鬼家住宅資料館 三輪明神窯史跡園	<ul style="list-style-type: none"> ・【共通の感染予防対策依頼事項】のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

【子育て関連施設】

施設名	現行 (県独自措置) (3/22~5/31)	変更 (県独自措置) (6/1~)
【地域子育て支援拠点】 多世代交流館 駅前子育て交流ひろば 地域子育て支援センター 駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば 【児童厚生施設】 池尻児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・時間帯を区切り、利用人数に一定の制限を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
【多世代交流施設】 多世代交流館シニア・ユース ひろば	<ul style="list-style-type: none"> ・通常閉館(20 時 30 分) とします (※日曜日閉館時間：17 時 30 分) ・時間帯を区切り、利用人数に一定の制限を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

【公園等スポーツ施設】

施設名	現行 (県独自措置) (3/22～5/31)	変更 (県独自措置) (6/1～)
【屋外施設】 アメニス城山公園、三田谷公園、中央公園、学園東公園、親和学園駒ヶ谷運動公園、テクノ公園、小野公園、下青野公園	<ul style="list-style-type: none"> ・アメニススキップースタジアム(城山公園野球場)、テニスコート(アメニス城山公園)、多目的広場(親和学園駒ヶ谷運動公園)は21時を閉館時間とします(通常閉館) ・更衣室・シャワー室は利用人数を制限します 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左
【屋内施設】 アメニス城山体育館、親和学園駒ヶ谷体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を21時とします(通常閉館) ・利用人数は、メインアリーナ1/3面、サブアリーナ1面につき30人までとします ・アメニス城山体育館内の多目的室、親和学園駒ヶ谷体育館内のフィットネススタジオ、マシジムの利用人数20人までとします ・更衣室、シャワー室は利用人数を制限します ・観客席、フリースペースの座席は、1/2程度とし、間隔をあけて利用可とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・<u>利用人数の制限は解除します</u> ・<u>利用人数の制限は解除します</u> ・同左 ・同左

※今回、体育館等において利用人数制限を解除しますが、共通の感染予防対策事項等には、十分に留意をしながらご利用をお願いします。

3 新型コロナウイルス接触確認アプリの活用

「新型コロナウイルス接触確認アプリ『COCOA』(厚生労働省)」を活用してください。

4 その他

・各施設に関する相談は、各利用施設までお願いします。

【市民センター等】

地域共創部市民協働室協働推進課
(担当:古家)直通 559-5039(内線 2701)

【社会教育施設・総合文化センター】

地域共創部市民協働室文化スポーツ課
(担当:嘉土)直通 559-5145(内線 2470)

【子育て関連施設】

子ども・未来部子ども未来室すくすく子育て課
(担当:大西)直通 559-5079(内線 2610)

【公園等スポーツ施設】

まちの再生部地域整備室公園みどり課
(担当:白井)直通 559-5110(内線 2840)

学校における対応について

県の対処方針が変更されることに伴う、学校における対応は以下のとおりとします。

	変更前	変更後
基本的感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> マスクの着用、手洗いを徹底するとともに、マスクについては、感染防止効果が高い不織布マスクの使用を奨励する。 各教室で可能な限りの間隔をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> マスクの着用については、<u>令和4年5月25日付事務連絡を踏まえた対応を基本としつつ、下記においてはマスク着用が必要ない場面とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> ※ <u>十分な身体的距離（2 m以上を目安）が確保できる場合（屋内では会話をほとんど行わない場合）。</u> ※ <u>公共交通機関利用時を除いた登下校。（会話を控えるよう指導する）</u> ※ <u>体育の授業や運動部活動。ただし運動部活動については各競技団体作成のガイドラインを踏まえる。</u> ※ <u>屋外で会話をほとんど行わない教育活動。</u> ※ <u>熱中症になる危険性が考えられる場合。</u> マスクについては、感染防止効果が高い不織布マスクの使用を奨励する。 各教室で可能な限りの間隔をとる。<u>また、手洗いを徹底する。</u>
登下校	<ul style="list-style-type: none"> 登下校時においては、マスクの着用を徹底する。ただし、本人が息苦しさをを感じる場合等は、交通機関利用時を除き感染防止をしながら着用しなくとも可とする。なお、マスクをはずしての会話を行わないよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>登下校時のマスクの着用については、令和4年5月25日付事務連絡に基づき、以下の通りに対応する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ※ <u>公共交通機関利用時を除いた登下校時はマスクを着用する必要はない。</u> ※ <u>会話を控えるとともに、児童生徒間の距離をとって密接とならないよう指導を行う。</u>

	変更前	変更後
中学校の部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を徹底したうえで実施する（練習試合、合宿等を含む）。 ・ 活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度（年度末・年度始休業中は3時間程度）、土日のいずれか1日で3時間程度とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「三田市中学校部活動ガイドライン」に基づいて、感染防止対策を徹底したうえで実施する（練習試合、合宿等を含む）</u>ことで、<u>大会直前の練習等により、ノ一部活デイが設定できない場合は、校長の承認を得てノ一部活デイを他の日に振り替えることができる。</u> ※ 週の活動日数及び、活動時間は基本的に変更なし。
家庭における健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校にはマスクを着用して登校する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校にはマスクを<u>持参する。</u>
出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居家族が、医療機関及び保健所から指示され、PCR 検査等を受ける場合 ・ 同居家族が、濃厚接触者になった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居家族が、濃厚接触者に該当する場合でも、児童生徒は通常どおり登校することができる。ただし、以下の場合、学校長の判断のもと、引き続き、出席停止とすることができる。 ※ 同居家族以外で、児童生徒が接触した人の感染が判明した場合や、同居家族が濃厚接触者に該当する場合で、感染不安により欠席する場合 ※ 同居家族が PCR 検査を受け、結果が出るまでの間、また結果が陰性にもかかわらず、感染不安により欠席する場合

熱中症対策	<p>※項目を追記</p>	<p><u>熱中症対策を最優先し、以下の点にも留意して、熱中症事故防止に万全の対策を講じる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」や、「環境省熱中症予防情報サイト」における「三田市」の暑さ指数（WBGT）などを参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。</u> ・ <u>屋内において、空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意する。</u> ・ <u>気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、マスクを外すよう児童生徒に積極的に声をかけるなど行う。</u>
-------	---------------	--

学 校 教 育 部
 学校教育課（担当：田中）
 直通：559-5136（内線 6210）

働き方の新しいスタイルの推進と基本的な感染対策の継続について

1 趣旨

新型コロナの新規感染者数は大型連休後の感染拡大に至らず、減少傾向にあります。引き続き、在宅勤務等の活用による柔軟な働き方を推進するとともに、基本的な感染対策を徹底します。

なお、熱中症予防の観点から、一定の条件下でマスクを外すことを可能とします。

【期間】令和4年6月1日（水）から

2 働き方の新しいスタイルの推進

(1) 在宅勤務

- ① 各職場において、在宅勤務の活用を推進する。（月2回程度）
- ② 国テレワーク及びテレワーク兵庫を積極的に活用する。国・県ネットワーク登録者以外については、テレワーク共用パソコンを持ち帰ることにより実施する。
- ③ 会計年度任用職員も、可能な限り在宅勤務ができるよう工夫する。

(2) 時差出勤と振替休暇

- ① 時差出勤制度を積極的に活用する。当面は、令和2年4月9日付事務連絡で通知した運用とする。
- ② 平日の勤務を土日に振替える振替休暇を活用し、柔軟な働き方を推進する。

(3) オンライン会議等

- ① オンライン会議やグループウェアを活用した書面会議など、接触機会の低減に有効なツールを活用する。
- ② 集合会議は、「3密」を避け、短時間で行えるよう工夫する。

3 基本的な感染対策の徹底

感染対策の次の基本事項を厳守し徹底していきます。

- ① 3密の回避（ゼロ密）、**適切なマスク着用**、手洗いや手指消毒、人と人の距離の確保、複数人が触る箇所の消毒等基本的な感染対策を徹底し、発熱等の症状が見られる場合は出勤等を自粛する。
- ② **特に夏場においては、熱中症予防の観点から、通勤時や屋外勤務（屋外イベント等、近距離で会話する場合を除く）では、マスクを外すことを可能とします。屋内勤務においては、濃厚接触者の特定に関わるため、引き続きマスク着用を徹底する。**
※外気の流入が妨げられる、地下街、公共交通機関、公用車の中などは屋内とする。
※屋外であっても、高齢者や基礎疾患のある者等、ハイリスク者と接する場合にはマスク着用すること。
- ③ 出勤時の自宅での検温、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温を徹底する。

- ④ 食べながらの会話等、感染リスクが高い行動を控える。 当面の間、自席で昼食をとることを可能とする。
- ⑤ 帰宅後の手洗い、消毒、家族の健康管理など家庭での感染対策を徹底する。
- ⑥ 感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用をしない。
- ⑦ 感染拡大地域への不要不急の移動は極力控える。
- ⑧ ワクチンの積極的な接種とともに、接種後も基本的な感染対策を行う。

4 職員の健康管理

職員の健康管理の観点から、年次休暇等の取得を奨励し、連続休暇取得を促進する。また、在宅勤務と半日休、時間休の組み合わせなども有効に活用する。

5 その他

- ① 検査キットを活用した濃厚接触者の待機期間の短縮に継続して取り組む。

経営管理部行政管理室 人事課（担当：前川） 直通：559-5037（内線 2340）
--